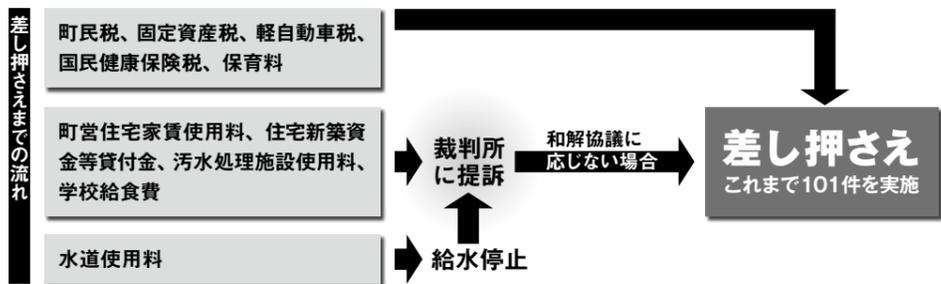


汚水処理使用料 962万円 <small>滞納金額</small>	学校給食費 2,878万円 <small>滞納金額</small>	軽自動車税 3,222万円 <small>滞納金額</small>	保育料 5,905万円 <small>滞納金額</small>	町民税 1億4,397万円 <small>滞納金額</small>	住宅使用料等 1億9,654万円 <small>滞納金額</small>	国民健康保険税 2億2,097万円 <small>滞納金額</small>	水道使用料 2億6,665万円 <small>滞納金額</small>	固定資産税 2億6,964万円 <small>滞納金額</small>	住宅新築資金等 19億4,641万円 <small>滞納金額</small>
---	---	---	---------------------------------------	---	--	---	---	---	--



管理職全員と担当職員による滞納整理のための戸別訪問を実施、徴収事務を強化します。

12月は「収納強化月間」
☎ 税務課収納対策係 ☎ 22-7762

滞納を厳しく処分

税金は、町民のみなさんの暮らしを支えるための大切な財源。「納税の義務」は教育、勤労とともに国民の三大義務のひとつとして憲法に定められています。町では税の公平負担を守るために「差し押さえ」などの強制執行を強化しています。

滞納合計31億7千万円

強制執行処分を実施

税 や使用料は、多くの町民のみならず、正に納めていただけていますが、正当な理由もなく納付しない一部の町民がいることも事実です。平成19年度に税金や使用料などで納められなかった金額は約3億4千万円。全体で90.5%の収納率(税は93.9%)でした。過去から残る滞納額との合計額は、約31億7千万円にまで膨らんでいます。さらに、納税しなにもかわらず、みなさんが納めた税金や使用料で賄われる公共サービスを受け続けている人もいます。町では悪質な滞納者に対して「差し押さえ」等の強制執行処分を実施しています。

資産を差し押さえます

税の公平負担を守るために

義務 務を果たさず、権利だけを主張する人を放置しておくことは、納期限内に納付している大多数のみなさんに対して平等を欠くこととなります。町では、町民のみなさんの税負担の公平性を図るため、納期限までに納税していただけない場合は「督促状」を送付。それでも応じていただけない場合は「催告書」を送付し、戸別訪問を主体に徴収業務を行っています。そして「差押予告通知書」などを送付しても納税相談に応じない滞納者に対しては「差し押さえ」などの厳しい処分を行います。

すでに101件を実施

福岡県とも連携強化

町 は平成19年6月〜平成20年11月までに101件の資産の差し押えを実施し、平成20年9月からは、県庁内の地方税収対策本部(特別機動班)と連携して、特に悪質な滞納者への強制執行処分を行っています。(資産とは、不動産・動産・債権のことをさします)

早めにご相談ください

手遅れになる前に

経 済的な事情などで町税の納付が困難になった人の相談を税務課で受け付けています。「差し押さえ」などの滞納処分を受けることになる前に、早めにご相談いただくことが大切です。滞納整理にも費用がかかります。町税を有効活用するためにも、滞納に気付いたら、早急に納付を済ませてください。

口座振替のご利用を

安心・確実・便利です

納 税は「自主納付」が原則。忙しいかたや支払い手続きが面倒なかたにぜひ口座振替をおすすめします。口座振替は、一度契約すると銀行・郵便局・信用金庫などの金融機関が本人に代わって納期限までに自動的にお金を納める便利な制度。足を運ぶことも現金を持ち歩く必要もないので、安心、確実、便利です。